

部店	扱者	口座番号
通番		

非課税口座簡易開設届出書(NISA 6)

PWM日本証券株式会社 御中

租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。

※太枠内にご記入・ご捺印をお願いいたします

ご依頼日	西暦	年	月	日		
フリガナ				生年月日(西暦)	お届出印鑑	
ご氏名				年 月 日		
ご住所	〒	-				届出印照合
ご確認の上、必ず <input type="checkbox"/> チェックしてください。 <input type="checkbox"/> NISA口座を開設した後に重複口座が確認された場合には、PWMで開設したNISA口座は無効となり、当該NISA口座にて買付けた上場株式等は当初より一般口座での買付となることを理解しました。						
個人番号告知	別紙に記載	※個人番号告知済みの場合には、ご提出は不要です。				

この届出書を提出する営業所	所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号 兼松ビルディング9階	
	営業所名	PWM日本証券株式会社 本店	
設定する勘定設定期間の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2018年 ~ 2023年		
(摘要)			

【ご注意】

- 1、非課税口座簡易開設届出書は、一の勘定設定期間において一の証券会社にしか提出できません。
- 2、非課税口座を開設した後に重複口座が確認された場合には、開設された非課税口座は無効となります。
- 3、無効とされた当該非課税口座で買付けた上場株式等は一般口座にて買付けたものとして取り扱われます。

< I F A 記入欄 >

仲介業者名	I F A

証券業務部			内部管理責任者	受付
入力	精査	承認	承認	

※個人契約外務員の方は、仲介業者名のご記入は不要です

OPR 201901

《ご注意事項》

- N I S A口座開設後に二重開設が確認された場合には、非課税口座簡易開設届出書（N I S A 6）により設定されたN I S A口座は無効となり、無効となったN I S A口座で買付けた上場株式等は、当初より一般口座で買付けたものとして取引訂正を行います。（※特定口座での買付とはなりません。）
- 一般口座で買付けたファンドに係る譲渡益についてはお客様にて確定申告をする必要があります。また、当該ファンドについて分配金が生じた場合には、課税分が源泉徴収されます。
- アセットアクセル（引落型・振替型）の買付日とN I S A口座開設日が同日の場合、当該アセットアクセルの買付はN I S A口座での買付とはなりません。
- 2018 年以降にN I S A口座を開設したことがある場合、「非課税口座簡易開設届出書（N I S A 6）」は使用できません。
- 金融機関を変更する際には「非課税口座簡易開設届出書（N I S A 6）」は使用できません。